

参考資料2

新しい労働時間制度の創設を求める経済界の提言・発言（ご参考）

1. 「経営労働政策委員会報告」（経団連/2014年1月15日）

働き方そのものの変化に対応した時間管理を行うには、法律で画一的に律するのではなく、労使自治を重視した労働時間法制に見直すべきである。  
(中略)

高度な裁量をもって働く一部事務職や研究職等を対象に、健康確保措置を強化し、労働時間・深夜労働の規制の適用を除外する制度を創設すべきである。

2. 労働政策審議会（2014年3月19日）

○三浦惺 使用者側委員（日本電信電話会長）

(前略)

裁量性の高い労働者が主体的に生き生きと働いていくためには、十分な健康確保措置を前提に労働時間等の規定を外すような見直しも必要だと考えています。

先ほど規制改革会議あるいは産業競争力会議の話が出ましたけれども、規制改革会議からは適用除外制度の新設について提案されており、この提案をベースに労働政策審議会の労働条件分科会で議論を深めていくということも検討に値するのではないかと、我々としては考えております。厚労省としても、ぜひ、こうした制度の実現に向けて取り組みをお願いしたいと思います。

3. 規制改革会議・公開ディスカッション（2014年3月25日）

○川本裕康 経団連常務理事

(前略)

高度な裁量を持って働く一部の事務職や営業職、研究職等を対象に、健康確